【表紙】

【提出書類】	変更報告書　No.２
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	TX1株式会社 代表取締役　嶋岡　学
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木六丁目10番１号
【報告義務発生日】	令和8年11月20日
【提出日】	令和8年11月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更 株券等保有割合の１％以上の増加 株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社プロジェクトホールディングス
証券コード	9246
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	TX1株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木六丁目10番１号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	令和8年9月3日
代表者氏名	嶋岡　学
代表者役職	代表取締役
事業内容	発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）を取得及び所有し、発行者の事業活動を支配及び管理すること

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	アンダーソン・毛利・友常法律事務所　外国法共同事業 弁護士　　岸　祥平
電話番号	03-6775-1000

（２）【保有目的】

提出者は、発行者の完全子会社化を目的とした重要提案行為等を行っております。
具体的には、提出者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条に基づき、発行者の株主（提出者及び発行者を除きます。）の全員に対し、その所有する発行者株式の全部を売り渡すことを請求し、新株予約権者（提出者を除きます。）の全員に対し、その所有する新株予約権の全部を売り渡すことを請求しております。

（３）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	5,328,620			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 227,200	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 5,555,820	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			5,555,820
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				227,200

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年11月20日現在）	AD	5,487,450
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	227,200
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）		97.22

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	94.39

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和8年11月11日	株券（普通株式）	5,179,837	90.64	市場外	取得	2,200円
令和8年11月20日	株券（普通株式）	148,783	2.60	市場外	取得	2,200円
令和8年11月20日	新株予約権証券（第４回新株予約権）	2,200	0.04	市場外	取得	新株予約権１個当たり１円
令和8年11月20日	新株予約権証券（第５回新株予約権）	79,600	1.39	市場外	取得	新株予約権１個当たり１円
令和8年11月20日	新株予約権証券（第６回新株予約権）	96,200	1.68	市場外	取得	新株予約権１個当たり１円
令和8年11月20日	新株予約権証券（第７回新株予約権）	49,200	0.86	市場外	取得	新株予約権１個当たり１円

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、提出者が保有する発行者株式の全てを、提出者の親会社であるテクノプロ・ホールディングス株式会社による、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社千葉銀行、スルガ銀行株式会社、株式会社SBI新生銀行、農林中央金庫、株式会社東京スター銀行、株式会社りそな銀行、株式会社阿波銀行、株式会社山陰合同銀行、日本生命保険相互会社、株式会社福岡銀行、株式会社常陽銀行、株式会社名古屋銀行及び株式会社関西みらい銀行に対する借入金の担保として差し入れるため、各社との間で、2026年11月18日付で担保権設定に関する協定書を締結いたしました。
提出者は、2026年11月19日付で、会社法第179条に基づき、発行者の株主（提出者及び発行者を除きます。）の全員に対し、その所有する発行者株式の全部を売り渡すことを請求し、新株予約権者（提出者を除きます。）の全員に対し、その所有する新株予約権の全部を売り渡すことを請求し、同日付で発行者に対してその旨を通知しております。発行者は、同日付でこれを承認し、2026年11月20日付でその旨を公告しております。提出者は、2026年12月15日に発行者の普通株式（発行者及び提出者が所有するものを除きます。）及び新株予約権（提出者が所有するものを除きます。）の全てを取得する予定です。なお、提出者が所有する株券等の数は、報告義務発生日現在の発行者の発行済株式総数（5,487,450株）から、発行者が同日現在所有する自己株式数（158,830株）を控除し、同日現在残存する新株予約権（提出者が所有するものを含みます。）2,272個の目的となる発行者の普通株式の数（227,200株）を加算した株式数（5,555,820株）を記載しております。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	11,722,966
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	11,722,966

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地